様式第３号(第５条関係)

年 月 日

　　　　　　　　　様

　粕屋町長

粕屋町移住支援事業に係る移住支援金の交付決定通知書

　粕屋町移住支援金交付要綱第５条の規定に基づき、以下のとおり移住支援金を交付することを決定しましたのでお知らせいたします。

移住支援金　　　　　　　円

○振込予定日　　　年　　月　　日

※指定の振込口座に入金されるまでに、数日かかる場合がございます。御了承ください。

※移住支援金は、御登録いただいた以下の口座に振り込みます。

　振込先金融機関名：

　振込先口座番号（下３桁）：

　振込先口座名義：

（備考）

１　粕屋町は、粕屋町移住支援金交付要綱第１０条の規定に基づき、以下の場合には、移住支援金の全額又は半額の返還を請求します。

・申請に当たって、虚偽の内容を申請したことが判明した場合：全額

・申請日から３年未満に粕屋町以外の市区町村に転出した場合：全額

・申請日から１年以内に移住支援金の要件を満たす職を辞した場合：全額

・福岡県起業支援事業実施要領に基づく交付決定を取り消された場合：全額

　・申請日から３年以上５年以内に粕屋町以外の市区町村に転出した場合：半額

２　粕屋町は、粕屋町移住支援金交付要綱第９条の規定に基づき、移住支援事業が適切に実施されたかどうか等を確認するため、必要な事項の報告を求め、及び関係する場所に立入調査を行います。報告及び立入調査に応じない場合、虚偽の内容を申請したものと推定し、備考１に定める返還請求を行う場合があります。

３　【フラット３５】地方移住支援型の金利引下げの適用について

・この通知書は【フラット３５】地方移住支援型の金利引下げの適用を受ける際の必要書類であり、紛失した場合は金利引下げの適用を受けられない場合があります。

　・移住支援金の返還を請求された場合は【フラット３５】地方移住支援型の金利引下げの適用を受けられない場合があります。

　・移住支援金を受領した方に対する【フラット３５】地方移住支援型の金利引下げ制度の適用を受けるためには、交付決定日から５年以内に取扱金融機関への申込が必要となります。

４　株式会社日本政策金融公庫の創業者向け融資制度における特別利率の適用について

・この通知書は日本政策金融公庫による新規開業支援資金等の特別利率の適用を受ける際の必要書類であり、紛失した場合は特別利率の適用を受けられない場合があります。

　・移住支援金の返還を請求された場合は日本政策金融公庫による新規開業支援資金等の特別利率の適用を受けられない場合があります。

５　移住支援金は所得税法第３４条に規定する一時所得に該当するため、課税の対象となります。一時所得としてその他の所得と合算し、確定申告をする必要がありますので、忘れず申告してください。

|  |  |
| --- | --- |
| 管理コード |  |